

常任委員会とは…

市の多岐にわたる仕事を「総務」・「健康福祉」・「生活環境」・「子ども教育」の4つの分野に分け、分野ごとに議案や請願等を審査するために設けられている委員会です。

生活環境常任委員会

所管事項：コミュニティ、環境、道路、まちづくりなど

2年間のテーマ：地域公共交通について

健幸に暮らすための地域公共交通をめざして

多摩市の公共交通網は、4路線7駅の鉄道駅と市内に張り巡らされたバス交通網により、発達しており、ほとんどの地域から徒歩で駅やバス停にアクセスすることができます。しかし、一部の地域ではバス停までの距離が300m以上あったり、高低差が10m以上あったりする、交通不便地域があり、高齢化が進むなか、交通弱者が増加しています。

また、人口減少、少子高齢化や交通事業者のドライバー不足などの要因により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が、公共交通利用者を減少させるなど、いわゆる「負のスパイラル」に陥っています。

このような状況を改善するために、多摩市では令和2年3月に「多摩市地域公共交通再編実施計画」を策定しましたが、コロナ禍の影響で「交通社会実験」などが現在まで延期されている状況です。

公共交通の利用環境を高めることは、自然と歩きたくなるまちをつくる「健幸まちづくり」に大きく寄与します。「健幸に暮らせるまちづくり」を実現していくためには、この改善に取り組む必要があるため、次の視点で調査、研究し、具体的な提案をめざします。

今後、取り組む視点

- ①高齢者や障がい者など、いわゆる交通弱者の外出保障
- ②交通不便地域の解消
- ③持続可能な地域公共交通の実現
- ④特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）を含めた、自転車の利用環境について



前列左から、渡辺委員長、岸田副委員長
後列左から、石山委員、おにづか委員、橋本委員、しらた委員

子ども教育常任委員会

所管事項：文化、スポーツ、青少年育成、学校教育など

2年間のテーマ：子ども・若者への支援について

求められる子ども・若者への支援

子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化し、不登校・児童虐待・いじめ・ひきこもり等も深刻化しており、新たな支援体制の充実が求められています。また、インクルーシブ教育を求める声も高まっています。

国では、子ども・若者育成支援推進法第19条で、市民・地域住民・関係機関や団体などによる共同的な取組を可能にする子ども・若者の支援策を策定し、実施することができる「子ども・若者支援地域協議会」を置くよう努めるものとされています。

また、同法第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点である「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされています。しかし、多摩市は協議会、総合相談センターとも設置されていない状況です。

条例を持つ多摩市として

多摩市では昨年、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持つ

て成長することができるまちの実現を目的として「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」が施行されました。

このような条例を持つ市として、上記のような課題を踏まえ、子ども・若者への支援に関する政策提案に向けて調査・研究してまいります。



前列左から、本間委員長、岩崎副委員長
後列左から、大くま委員、松田委員、中島委員、あらたに委員